

- 1.委託販売を依頼するにあたり、私は「特定興行入場券」「不正転売（業として行う有償譲渡）」の諸条件を把握・確認済みであり、上記の条項には該当しないことを私自身が責任を持ち、お約束致します。
- 2.委託販売をご利用いただくには所定の用紙でのお申込が必要です。
- 3.ご利用はお申込ご本人に限ります。
- 4.ヨコハマチケットサービスの新宿・上野・渋谷・池袋の4店舗でご利用が可能です。
- 5.特定興行入場券は委託受付できません。万が一チェックをすり抜けて販売に至った場合の全ての責任は委託者本人が責任を負うものとします。（当社は免責されるものとします）
- 6.転売目的で発券元より購入するなど条例に違反し不正に入手したチケットの委託販売は受け付けておりません。
- 7.その他、受付後も当店がふさわしくないと判断した時点で登録の解除、取引の停止をさせていただきます。
- 8.規約・条件などは予告無しに変更する場合がございます。

【お申込】

- ホームページ会員用の「委託販売申込用書」に必要事項をご記入いただき委託販売ご希望のチケットを同封の上委託販売ご利用店舗へご発送下さい。
 - ご発送いただく際は必ず受け取りの記録が残る方法（書留郵便、配達記録郵便、宅急便など）をご利用下さい。
- 普通郵便などの受け取り記録が残らない方法でご発送いただき、未着などのトラブルがあった場合も弊社では一切の責任を負いかねます。
- 書類を確認後、申込書に記載いただきましたメールアドレスに、弊社より受付商品番号（品番）をご連絡いたします。

【販売】

- 各種法令に触れないようお客様自身の責任において管理して下さい。
- 特に特定チケットであるかどうかの判別は、ご自身で購入元に問い合わせるなどをして、委託販売依頼前に必ずお客様自身で確実に把握して下さい。
- 当店で特定チケットであるかどうかの判別サービスは提供致しません。**
- ご指定いただきました店舗の店頭ショーケースでの陳列販売とご希望の場合に限り弊社ホームページ上で商品をご紹介します。
 - 販売価格はお定価を上限に設定していただけます。一般方法での発売状況などにより当店で上限を訂正をさせて頂く場合がございます。
 - 販売成立した場合でも弊社からのリアルタイムでのご連絡はありません。
- 販売成立の成否はご自身で受付店舗にお電話いただき、ご確認下さい。
- 販売価格の変更及び委託商品の引き上げ（持ち帰り）はFAXにてご連絡をいただけますと迅速に対応が出来ます。
- お電話でもお受けできますがご本人の確認などお時間をいただく場合がございます。
- なお、価格変更及びお持ち帰りのご連絡はメールでは受付できません。
- （電話、FAXまたは店頭のみです。メールでは見逃しがあるため利用禁止です）予めご了承下さい。
- 価格変更の回数などに制限はございません。

【精算】

- 販売が成立した商品はその日からご精算いただけます。
 - 委託手数料は販売価格の10%になります。
- 振込みにて精算をご希望の場合、振込先の口座は申込ご本人様名義のものに限りお受け致します。
- なお振込みの際の手数料はお客様負担となります。
- 郵送にての精算をご希望の場合は「委託販売申込書」にご記入いただいた住所・名前への現金書留での発送とさせていただきます。
- なお、送料はお客様負担となります。
- 店頭にてご精算または商品の引き上げ（持ち帰り）をされる場合は必ず、こちらからの「申込受付」のメールを印刷したものとお申込の際に添付いただいた身分証明書をお持ち下さい。ご本人様以外のご来店による精算、引き上げはお受けしておりません。

【その他】

- 販売成立後、精算は委託されたチケットの公演日から同日の3ヶ月以内にお済ませ下さい。それ以降の精算はお断りします。
- 例：2021年3月1日公演⇒2021年6月1日までに精算して下さい。**
- 販売が成立せず期限が過ぎてしまったチケットはチケットの公演日から同日の1ヶ月以内にお引取り下さい。
- それ以降は残券をお客様の許可無く当店で廃棄処分致します。
- 委託チケットの引き上げ（持ち帰り）や期限切れになったチケットを郵送で返却ご希望される場合は、宅急便の着払い便にて発送します。
- なお発送先は本人確認の観点から「お申込書」にご記入頂きました住所・名前宛てのみとさせていただきます。

【重要】【特定興行入場券に指定されているかどうかを必ずご確認ください】

- 当店で「特定興行入場券」の委託販売はお受けできません。
- 「特定興行入場券」に当たるかどうかはお客様自身の責任において必ず確認して下さい。
- 当店で「特定興行入場券」であるかどうかの判定するサービスは提供しておりません。
- 「特定興行入場券」について、その「不正転売の禁止」及び「不正転売目的の譲受けの禁止」が定められています。

「特定興行入場券」とは

不特定又は多数の者に販売され、さらに以下の1～3の全てに該当する興行入場券

- (1)興行主等が、販売時に、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、
 - (2)その旨を当該入場券の券面等に表示しているもの
 - (3)興行が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者又は座席が指定されているもの
- 興行主等が、販売時に、入場資格者又は購入者の氏名及び連絡先を確認する措置を講じ、かつ、その旨を当該入場券の券面等に表示しているもの

「不正転売」とは

興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であって販売価格を超える価格をその販売価格とするもの

なお、ヨコハマチケットサービスでは、法令に基づく場合や警察等の公的機関より正式な要請があった場合、ご利用状況の開示・提出を実施しています。

「チケット不正転売禁止法」のほか、刑法及び迷惑行為防止条例等の各種法令、また、ご購入されたチケットの各利用規約等をご自身の責任においてご確認ください。

販売後に上記法令に触れる場合は、委託販売自身の責任に期するものと致します。